

新型コロナウィルス感染症対策と対応指針

2020年4月1日

株式会社ハーツ

国内における新型コロナウィルス感染症の感染拡大が危惧されるなか、当社におきましても厚生労働省の指針を踏まえ、感染拡大の予防に向けた社内指針の取り組みをより一層強化し、実施してまいります。

1. 従業員への取り組み（感染予防）

- (1) マスクの着用、手洗いうがいの励行と、換気の実施。
- (2) 毎朝出勤前に検温を実施。検温結果を個人ごとに記録し、上長による管理を徹底。
- (3) 不要不急の出張及び多人数による会議の自粛とテレビ会議の活用。
- (4) 在宅勤務及び時差出勤の推奨。

2. 従業員への取り組み（感染及び感染が疑われる場合）

- (1) 37.0度以上の熱がある場合にはすみやかに派遣先、作業場所提供先、上長に症状を報告し、出社可否の判断を仰ぐ。
ただし、発熱が3日以上続いた場合や倦怠感、呼吸困難、味覚・嗅覚障害がある場合には、都道府県に設置されている「帰国者・相談者相談センター」に相談の上、指定の医療機関を受診。
- (2) 新型コロナウィルス感染症と診断された場合には、医師の指示のもと治療に専念し、治癒するまでは出勤停止とする。
- (3) 感染が確認された従業員と接触のあった従業員への体調確認を行い、体調不良者には必要に応じて医療機関の受信、自宅療養との措置。
- (4) 濃厚接触者は「帰国者・相談者相談センター」に連絡の上、同センターの指示に従い、指定の医療機関を受診。感染者との最終接触日から14日間は自宅待機期間とする。
- (5) 感染が確認された従業員の行動範囲を特定し、保健所指導のもと業者による消毒清掃を実施。

当社は、新型コロナウィルス感染症の早期終息と、お取引様及び従業員の安心を考え、今後も環境の整備に努めてまいります。

※本指針の適用期間について、現時点では明確な終了日を設定しておりません。

※今後の厚生労働省の指針等で隨時変更の可能性があります。